

国民民主党案「103万円の壁を178万円に上げて手取り増やす」の実態分析

—所得格差の増大をもたらす大量の低賃金労働をつくりだす—

2025年1月31日 JCPECO 会議資料

キーワード #103万円の壁, #手取り増やそう, #国民民主党案

国民民主党は「103万円の壁を178万円に上げて手取りを増やそう」とする公約（以下ここでは国民民主党案と記す）を掲げ、2024年秋の衆議院選挙で大躍進をした。同選挙で過半数割れとなった与党（自公）に対してキャスティングボートを握ることになった国民民主党は、それを活用し、国民民主党案は民意であるとして与党にその実現を迫っている。国民民主党案は国民の間でも大注目され、肯定的に評価される一方で、給与が高いほど手取りが増えることになる、減税額が巨額に上るなど批判的な見方も散見される。「課税不要の限界所得103万円、この壁を178万円まで引き上げて手取りを増やそう」といわれると、一見、低所得者が期待を持てるような素晴らしい提案に思われる。本当のところどうなのか、国税庁などの資料を基にして、国民民主党案の「手取りを増やす」という中身を具体的に推定してみることにした。

1 国民民主党案「103万円の壁を178万円に上げて手取りを増やす」の枠組み

■国民民主党のいう「手取りを増やす」という意味

*広辞苑によれば、手取りとは「収入から税金や社会保険料などを差し引いたあとの、実際手に入る金額、実収入」とある。したがって給与収入などによって生計を立てている納税者の手取りを表せば次式となろう。

$$[\text{手取り}] = [\text{給与等収入}] - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{消費税} + \text{社会的費用など})$$

*国民民主党が「手取りを増やす」として提起しているのは、「103万円の壁を178万円に引き上げよ」である。この103万円というのは所得税の控除に係る数値なので、国民民主党案は、言い換えると、控除を増やして所得税を減税せよと要求していることになる。

■所得税の仕組み

*所得税は、給与等収入（給与以外にも収入があればそれも含めるが、ここでは給与収入と表記する）から様々な控除を差し引いた金額（この金額は給与所得と呼ばれる）に対して、所得税率を乗じて算定される。

$$[\text{給与所得}] = [\text{給与収入}] - [\text{諸控除}] \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

*給与所得が1000円以上になると課税され所得税を納めねばならない。

$$[\text{所得税}] = [\text{所得税率}] \times [\text{給与所得}] \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

所得税は表1の計算式による。

表1 所得税の計算式

*控除は、給与所得控除、基礎控除、社会保険料控除、配偶者など扶養親族控除、生命保険料控除、医療費控除、災害関連の控除など、個人個人の年齢や家族状況などに応じて違ってくるが、給与収入で生計を立て

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

ている人々の大多数に係る項目は、A給与所得控除、B基礎控除、C社会保険料控除と思われる

ので、ここではこの3つを対象に考える。そうすると式①は、

$$[\text{給与所得}] = [\text{給与収入}] - (A + B + C) \cdots \cdots \text{③}$$

A給与所得控除は表2の計算式による。給与収入が162.5万円までは55万円の控除である。

B基礎控除は、給与収入2400万円までは一律48万円である。

C社会保険料控除は、社会保険料支払い義務は、社会保険料に係る制度によって、給与収入が106万円あるいは130万円未満では生じないので、その額以下の給与収入の場合は対象外となる。

*103万円の壁とは？

式③の控除額(A+B+C)が最も低くなるのはA55万円、B48万円、Cゼロの場合で合計103万円である。給与収入がこれを1000円以上超えると所得税の納税義務が生じることになり、働く側からみたら給与収入をこれ未満にしておきたい、という意味で103万円の壁と呼ばれているのである。

表2 給与収入に対する給与所得控除の計算式

給与収入金額	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

■国民民主党案で期待される所得税減税額(手取りの増加額)

*国民民主党案は、この最低控除額を103万円から75万円引き上げて178万円にせよ、というのである。同党はこの75万円の控除引き上げをどのようにして行うのかについては述べていない。とにかく75万円増やせというのである。国民民主党案では給与所得は下式ようになる。

$$[\text{給与所得}] = [\text{給与収入}] - (A + B + C + 75 \text{万円}) \cdots \cdots \text{④}$$

<ノート>与党(自公)税制大綱案は75万円ではなく20万円の引き上げ案であるが、基礎控除48万円を58万円に、給与所得控除最低額を給与収入190万円までに対して55万円を65万円にすることによって20万円の引き上げを行うとしている。引き上げ額は低いがその方策が明示されており、すっきりしている。

*上述してきたことを整理して、現行所得税と国民民主党案の給与所得を比較すると、

現行は式③ $[\text{給与所得}] = [\text{給与収入}] - (A + B + C)$

国民民主党案は式④ $[\text{給与所得}] = [\text{給与収入}] - (A + B + C + 75 \text{万円})$

2つの式を比べてみると同じ給与収入でも国民民主党案は現行より給与所得が75万円少なくなることがわかる。

*所得税は式② 現行は $[\text{所得税}] = [\text{所得税率}] \times [\text{給与所得}]$

国民民主党案は $[\text{所得税}] = [\text{所得税率}] \times ([\text{給与所得}] - 75 \text{万円}) \cdots \cdots \text{⑤}$

したがって2つの式を見比べて引き算すれば、国民民主党案は、所得税率同じ場合は[所得税率]×75万円少なくなることがわかるだろう。いままで納税者が払っていた所得税がこの分減少することになるわけで、この減税額が手取りの増分)に他ならない。

*注意すべきは、手取り増分はあくまでも所得税の減税分であることである。だからすぐ上の<ノート>に述べたように現行所得税を払う必要のない人、たとえば給与収入が103万円以下の人、あるいは給与収入が103万円を超えていてもさまざまな控除で給与所得が103万円以下になっている人らは手取り増の対象にならないこと、また現在所得税を払っている人でもその所得税が式⑤より少ない人は、現在の所得税額がゼロになるだけだということである。数式で表記すれば下記【ノート】

のようになる。

<ノート>ただし給与所得が1,000円未満の場合所得税は不要、つまり税率がゼロになるので注意を要する。

そのような場合手取り増は以下ようになる。

[給与収入] < [(A+B+C)+1000円] の場合……現行、国民民主党案ともに所得税ゼロなので手取り増ゼロ
[(A+B+C)+1000円] ≤ [給与収入] < [(A+B+C)+75.1万円] の場合……

……国民民主党案のみ所得税ゼロなので手取り増は現行所得税額

■減税額（手取り増額）が一体どうなるか

式⑤によって概算してみると、**図1** のようである。図1には合わせて与党（自公）案についても示してある。

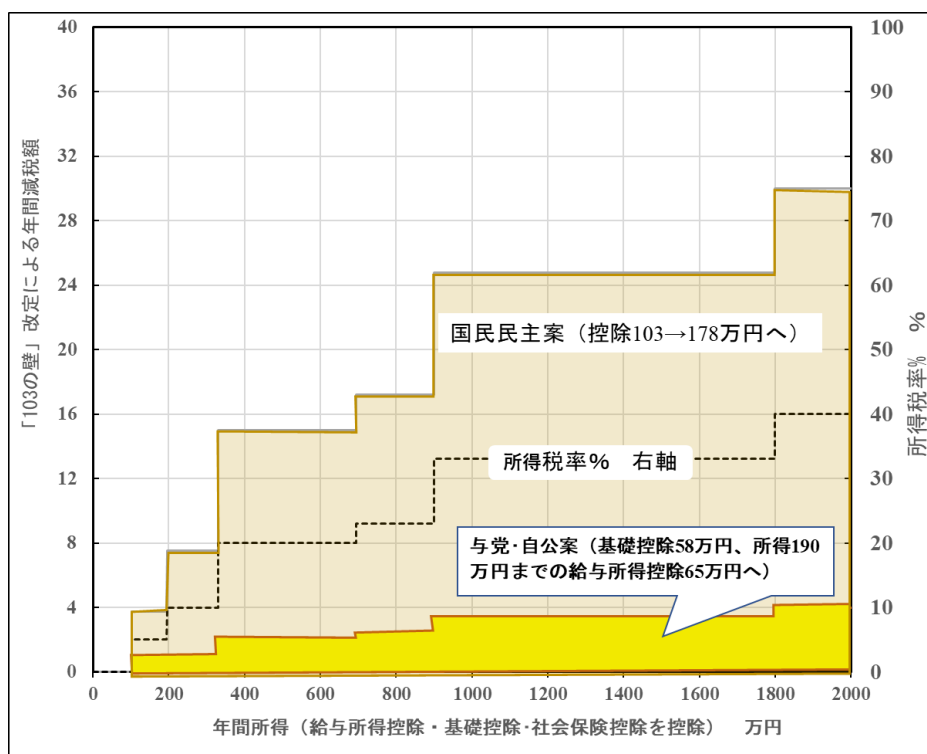


図1 国民民主党および与党（自公）の控除額増加によって生じる所得税減税額（手取り増）と年間所得との関係

<注>横軸の年間所得は、給与収入から3つの控除を差し引いた所得額なので要注意。

実際の給与収入は横軸の額に控除額を足した給与収入が必要

■図1から次のことが読み取れる

- * 所得多いほど所得税率が上昇するので**減税額（手取り増）が増える**、
- * 減税額を問題にしているのので、**給与収入が103万円以下で、もともと所得税を納める必要のない人は対象外、手取り増は生じない**。現在所得税を納めている人でも、その所得税が減税額より少ないと、手取り増は現在収めている所得税額になる。
- * 103万円の壁を気にしながら働いている人々の給与では手取り増はほとんど期待できず、**壁が178万円に上がって税金払わずに働けるとい効果**しか期待できない。言い換えれば、壁を上げてあげましたからもっと働けるようになりましたよ、というのが国民民主党案の実態といえる。

2 国民民主党案の実態

国民民主党案の基本的枠組みを見てみた。「手取りを増やそう」そのために「103万円の壁を引き上

げよう」というキャッチフレーズは、いかにもこの壁の存在で困っている人々に期待を持たせるが、図1でみたように、その人々には期待されるほどの手取り増は生じず、高給取りほど手取り増になりそうである。実態はどうか、国税庁の給与実態調査のデータを基に推定してみよう。

■納税者統計からみた給与階級別減税額（手取り）配分

国税庁「民間給与実態統計調査結果」には、給与取得者の給与階級別、企業規模別などの人数、平均給与、所得税、諸控除の実情などのデータが示されている。この資料に基づいて、国民民主党案による所得税減税額が給与階級や企業規模に応じてどんな配分になるのか推算してみた。国税庁の資料は多数の表で示されているが、ここでは主に以下のデータを利用した。

<資料> 国税庁「民間給与実態統計調査結果」2023年版、第6表「企業規模別及び給与階級別の総括表」、および第17表「給与階級別の諸控除」

■図2が推定結果で、国民民主党案による減税額（手取り増額）の給与階級別配分比率を示す。

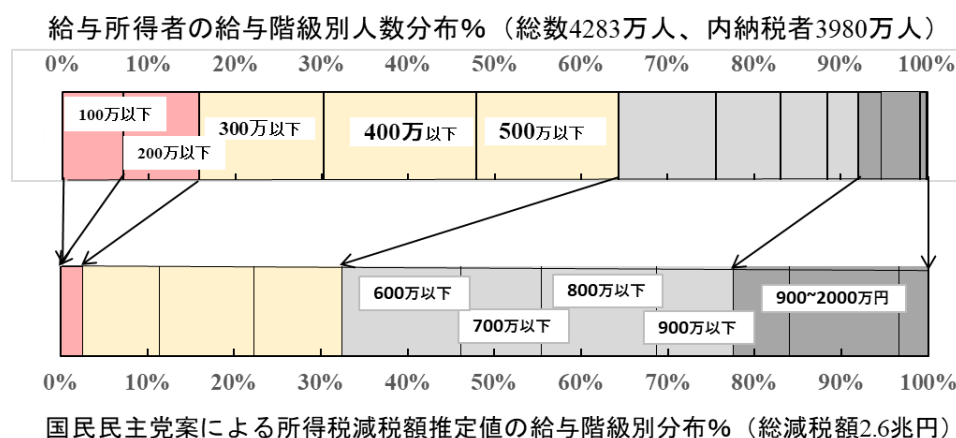


図2 給与所得納税者（ただし年間給与100万円以下の人は非納税者数）の給与階級別人数比率（上側の図の横棒グラフ）と国民民主党案による給与階級別減税額推定値の配分比率（下側の図の横棒グラフ）との関係

- <注> 下図の減税額は、下記国税庁第17表データを基に以下の要領で推定した
- * 控除項目は図1ではA、B、Cの3つとしたが、17表によれば、生命保険料控除も給与所得者の大多数で適用されているのでDとして加えた。
A 給与所得控除、B 基礎控除、C 社会保険料控除、D 生命保険料控除
したがってここでは $[\text{所得税}] = [\text{所得税率}] \times ([\text{給与}] - [A+B+C+D])$
(データ出所；国税庁2023年版「民間給与実態統計調査結果」第17表「給与階級別の諸控除」)
 - * 表17には各給与階級の平均給与が示されているので、その平均給与で各給与階級の代表額とみなして計算した
 - * 所得税、所得税率はここでの表1に従って計算した。

■図2の上と下のグラフを見比べると次のことが読み取れる

- * 給与100万円までの人（304万人）は非納税者なので手取り増加は生じない。国税庁資料表17によれば給与が高くて控除の影響で非納税者がおり、その人数は上記の304万人も合わせると655万人であるが、この人たちも手取り増の対象にはならないだろう。
- * 給与200万円までの人は16%いるが、減税額（手取り増）はわずか全体の3%弱でしかない。
- * 給与階級が高いほど減税額の配分比率は大きくなり、500~900万円の人数比率は28%で減税額は45%、給与900~2000万円の人は8%弱であるが、じつに22%を超える減税額を得ることになる。

*減税総額は 2.6 兆円という巨額になるが、その多くは高給取りの人に提供され、肝心の低所得の人の所へはわずかな額しかまわらない。

■国民民主党案は住民税や復興特別所得税も減税対象に入れる？

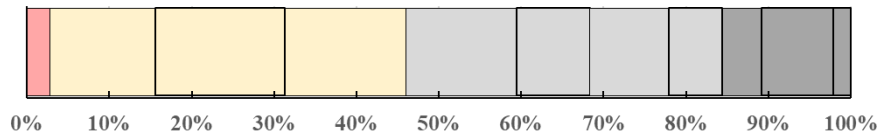


図2(補) 所得税と合わせて住民税も国民民主党案を適用した場合の減税額推定値の給与階級別配分比率% (総減税額 5.4 兆円)

<注>住民税に関しては、税率は給与階級にかかわらず一律 10%、控除は所得税と同様とみなして給与所得を求めた

図2(補)は、所得税と合わせて住民税も減税対象に加えた場合の、減税額の給与階級別配分比率を示した図である。住民税の税率は給与所得の多寡に関係なく一律 10%なので、給与階級別配分比率は変化するが、それでも肝心の 200 万円以下の低所得者への配分が極めて少ないのは図2の場合と大差ない。

減税総額は大幅に増え 5.4 兆円と推定される。国民民主党案は住民税だけでなく復興特別所得税（東日本大震災等災害復興のための財源、税率は一律 2.1%）までも減税対象に入れて手取りを増やそうとしているらしい。しかし復興財源までも対象にして減税額を増やし、しかもそれを給与が高ければ高いほど手厚く配分するというのは、いくらなんでもやり過ぎだろう、ここでは加えていない。

ただし国民民主党案を実施すれば、控除の仕組みは住民税も復興特別税も同じだから、国民民主党の意思にかかわらず、自動的に住民税も復興特別税も減税されることになる。その減税額は巨額なので(上述の 5.4 兆円は民間の給与所得者のみであり、公務員などの減税額は含まれていない)、地方自治体財政も復興財源も大きな影響を受ける。国が何らかの方策を講じなければならないと思われるが、容易ではないだろう。それにいずれの方策をとるにしても操作可能な原資は国民からの税金である。そのようにして得た減税額を高い給与所得者ほど手厚く配分することになる、というのが国民民主党案なのである。

■企業規模別にみた国民民主党案の減税額（手取り）配分比率

国税庁資料第6表によると企業規模別の正社員の平均給与は表3のようである。表3をみると企業規模が大きいほど平均給与は高くなっている。

表3 企業規模別正社員の人数及び年間平均給与（1年を通じて勤務した給与所得者）							
データ出所：国税庁「民間給与実態統計調査結果」2023年版、第6表「企業規模別及び給与階級別の総括表」							
	個人	株式会社規模（資本金階級別）					合計
		2000万円未満	2000万円以上	5000万円以上	1億円以上	10億円以上	
正社員数 人	741,598	5,944,147	3,826,118	3,452,294	4,492,694	6,990,471	24,705,725
平均給与万円	3,309	4,152	4,641	4,991	5,674	7,323	5,519

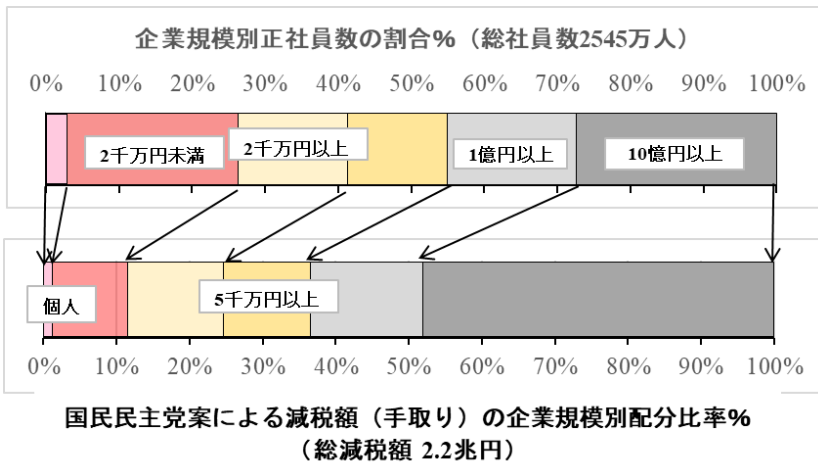


図3 国民民主党案による減税額(手取り増)の企業規模別配分比率%

<注> * グラフ中の数値は株式会社の資本金階級、個人は個人事業

社員以外でパート・アルバイトで働く人が 136 万人いる。国民民主党案による減税効果は、この人たちは対象外か、手取り増があってもわずかにすぎない。

■定員外職員（パート、アルバイトなど）の実情

国税庁資料第 6 表には定員外給与所得者の人数なども示されている。図 4 は定員外職員の給与階級別人数の比率を見たものである。図 4 から次のことが読み取れるだろう。

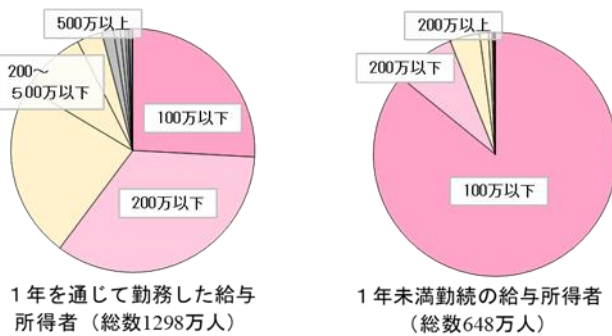


図 4 正職員以外（パート、アルバイト）で働く人の給与階級別人数比率

(データ出所；国税庁「民間給与実態統計調査結果」2023 年版 6 表「企業規模別及び給与階級別の総括表」)

給与を得ている人は 1946 万人もいるが、その人々の多くには国民民主党案のキャッチフレーズ「手取りを増やす」は当たらない、減税額の配分はわずかに過ぎず、課税限度の壁が 178 万円に上がるだけである。つまり国民民主党案は、パートの人は、手取りは増えないが、壁を引き上げるからパート労働時間を増やせよと勧めていることになる。

一体、どれぐらい労働時間を増やす必要があるだろうか。パート労働の実情（下記【ノート】厚労省の調査データ）を基に試算をしてみよう。現在パート労働で年間 118 万円の給与を得ているが、これを年間 178 万円まで 60 万円増やすには、時給 1280 円とすると 470 時間、12 で割って月間 39 時間、これを現在の 77 時間に加えると 116 時間（年間 1392 時間）が必要ということになる。仮に月間

表 3 のデータを用いて国民民主党案による減税額がどのように配分されるか、控除条件は図 2 と同じとして算出してみると図 3 のようである。

図 3 から零細小企業に働く人には薄く、大企業の社員は給与水準高いので手厚く配分されることが明瞭に読み取れるだろう。ただし国税庁資料表 6 によれば、10 億円以上の企業にも、給与 200 万円以下で働く人が正社員で 12 万人、正

年間通して働いている人（左図）で年間給与 100 万円以下の人が 26%、200 万円以下の人が 34%、合わせると 60%にもなる。勤続時間が 1 年に満たない人（右図）ではさらに多く、それぞれ 86%、8%、合わせて 94%にもなる。図 2 でみたように、国民民主党案では 100 万円以下の人は対象外、200 万以下では手取り増はあってもわずかである。会社、個人事業、民間法人も含めると、定員外職員すなわちパートやアルバイトで

で20日働き、通勤時間往復1時間かかるとするとパート労働のための拘束時間は1日当たり6.8時間にもなる。可能だろうか、一般労働者と比較してみよう。パート労働時間は一般労働者の77%にもなる。給与はどうか。一般労働者はボーナスが加わる、仮に3か月分とすると年間526万円だからパート労働の年収は3分の1、時給では半分以下の2.3分の1に過ぎない。

【ノート】たとえば厚生労働省毎月勤労統計調査 令和5年9月分結果確報によれば、パート労働者の平均月間所定内実労働時間は77時間（12倍すると年間924時間……引用者）、所定内給与98551円（12倍すると年間118万円……引用者）、時給にして1280円である。一般労働者は所定内月間労働時間150.3時間、所定内給与350903円（12倍して年間にすると1804時間、421万円……引用者）となっている

こうみると国民民主党案は、一般労働者の半分にも満たない低賃減で、もはやパート労働とは言えないような長時間労働を生み出す、もっとあからさまに言えば、パート労働という名の格安賃金労働力を大量につくりだす、そんな状況に到るのではないかと思えてくる。

3 国民民主党案で高負担を強いられている大学生の経済状況は改善されるのか

■「手取り」は増えない、増えるのはアルバイト（労働）可能時間のみ

再三のべてきたように、現在税金を払っていない人は国民民主党案の事実上手取り増の対象外です。ただし103万円の壁は150万円（後述する特定扶養控除との関係）、与党案なら123万円まで上がるので、そこまでは税金払わずにアルバイト（労働）収入を増やせることになります。

■「特定扶養控除」限度額の引き上げ

*生計を担ってくれている親の扶養親族であり、年齢19歳以上で23歳未満の人に対しては「特定扶養控除63万円」が認められています。ただしアルバイトなどの所得が年間48万円以下（所得が給与だけだったら給与収入が103万円以下）という条件が付いています。ですからアルバイト頑張っただけでこの条件を超えると「特定扶養控除」は受けられず、それに見合っただけで親の所得税が増税になり、それだけ給与収入は目減りすることになるのです。

【ノート】文科省によると2022年大学の学部在学学生数は262万6千人、うち国公立大57万5千人、私立大205万1千人。国税庁資料表17によれば2023年度で特定扶養控除を受けている親は224万9千人。学部生を持つ親は大多数がこの控除を受けているとみられる。

*ただしこの年間給与収入103万円未満という制約は2025年度から150万円に引き上げられることになっています。なのでアルバイト収入を150万円まで増やしても「特定扶養控除」は認めるとしています。つまり学生アルバイトの103万円の壁は178万円ではなく150万円に引き上げるという案になっています。

■国民民主党案では高負担の学生生活経済状況は改善されない

現在でも日本の大学生の経費は高く家計に重い負担を強いて入り、多くの学生はアルバイト収入で補っています（下記【ノート】）。そんな中で物価上昇が続き、授業料の値上げの動きも強まっています。日本共産党らが授業料の値下げ・無償化、奨学金の充実強化など再三要請していますが、政府は見るべき対応を見せていません。これではバイトを増やさざるを得ない状況が強まるばかりです。

しかし現在のバイト（労働）時間給は1000～1200円程度とすると50万円稼ぐには400～500時間もかかります。現在でも多くの学生は週に3日以上もアルバイトにさいています。大幅にバイト時間を増やすことは困難だし、増やすべきではないでしょう。自習や勉強のための時間が削られるばかりでなく、授業に出席してもバイト疲れで居眠りしてしまうような事態が広がれば、学生自身にとって

も貴重な4年間の大きな浪費、社会にとっても大学の教育研究活動が低下し社会的損失をもたらすことになりかねません。

【ノート】日本学生支援機構による「学生生活調査報告」(2022年度)をみると、大学学部生の年間学生生活費は自宅通学性で国立大108万円、私立大は173万円、アパート等通学生では国立大で168万円、私立大では240万円かかっている。これら費用は主に家計負担、奨学金、学生アルバイトで賄われており、国立大ではそれぞれ86万円、33万円、35万円、私立大では118万円、43万円、38万円である。アルバイトは全学生の83.8%がしており、その勤務状態は、経常的従事89%(週3日以上45%、1~2日44%)、臨時従事11%である

国民民主党案は、大学生にとっては「手取り増」は対象外、103万円の壁が150万円に増えるだけ。壁を高くしたから収入増やしたければアルバイト(労働)で稼ぎなさい、と勧めているのと同じです。親の「手取り」は国民民主党案のおかげで所得税は年に7.5~22.5万円(給与水準による)程度増えるでしょうが、大学生を持つ親なら大学生活費や授業料値上げで帳消しになってしまうでしょう。

国民民主党案では、高負担を強いられている大学学部生の経済状況の改善は期待できない。授業料の引き下げ・無償化、返済負担のない奨学金の充実、最低賃金の引き上げ、授業料の値上げなどしなくて済む大学財政への公的資金助成の強化などによって、学生生活の経済的負担軽減、大学の教育研究充実を図る施策が不可欠でしょう。

4 まとめ(国民民主党案の問題点と課題)

国税庁などの資料を基にして、「103万円の壁を178万円に引き上げて手取りを増やす」という国民民主党案は、控除額75万円をどのように増やすのか、具体案が明示されていない。したがってここでは、給与等収入にかかわらず一律に75万円増やすという条件で、給与所得実態に関する国税庁資料を基に、国民民主党案で生ずる減税額(手取り増)が給与所得者にどのように配分されるのか推算してみた。その結果明らかになった国民民主党案の実態は以下のようである。

■給与所得が低い人への配分はわずか、給与所得が高い人ほど多く配分される、企業規模でみれば零細小企業にはたらく人に々は少なく、大企業の正社員には給与水準が高いため多く配分される。「103万円の壁を引き上げて手取りを増やそう」は簡潔で素晴らしく、一見103万円の壁を気にしながら働いている人々に期待を持たせるキャッチフレーズだが、実態はその期待に反するである。

■家計や教育費の足しにとパートやアルバイトで働く人々の給与収入では、期待されるような手取り増は望めない。利用できるのは、壁が178万円あるいは150万円に上がることで、手取りは増えないが、税金の心配をしないで労働時間を増やすことが可能になるという点であろう。国民民主党案はパートやアルバイトの人々にもっと長時間働けば、手取りが増えますよ、と勧めているのである。

■端的に言えば、国民民主党案は、巨額の減税(結局は税金そのもの)を使い、低所得者に薄く高所得者に厚く、零細小企業社員に薄く大企業社員に厚く配分し、同時に大量の低賃金労働者を生み出す効果をもたらす。税金による政治・行政の重要な基本機能の一つは、所得の再分配にあるが、国民民主党案はその真逆、所得格差を広げる方向に働く。こんな施策は許されてよいのだろうか。

■国民民主党案改善の課題

* 1つは、現在の国民民主党案の重大な問題点は控除の仕方を明示せず、75万円引き上げよとしていることにある。一律控除引き上げでは、ここで見てきたように格差拡大するばかりである。零細小企

業の低賃金、家計維持のために働くパート労働や高い教育費のために要する学生アルバイトなど低所得の人々の手取りや収入を増やすことに主眼を置いた改善を目指すべきであろう。行政や民主政治の主たる任務は弱者の救済、支援にあるからである。したがって単に「手取りを増やそう」というのではなく、手取りを増やして所得格差を減らそう」と提案目的を明確にし、そのために 103 万円の壁をなくすだけでなく控除の仕方の改善を図るべきであろう。

* 2つは、議論の進め方を改善すべき。国民民主党案は、主として同党と与党（自公）の3党及び首相との懇談協議で進められている。しかし国の予算全体に影響する巨額の減税にかかる議論である。これまで長い間自民党主導で展開されてきた税制の転換を図るといふのであれば、野党全体の参加で、関連省庁も含めて、透明性を持った論議を深め、国会の場で審議を尽くすべきであろう。

- ・所得格差解消のためには控除の仕方を工夫するのも、野党全体で知恵を集める方がまともな案ができるし、財源問題の提案も可能になるのではないか。国民民主党案を野党の共同提案に切り替えても、最初に発案した国民民主党の功績は色あせたりはしない。わが党の発案であるから、キャスティングボートを楯に、個別協議で成果をあげようというのは、事実上国会の上に個別協議を置くものであり、議会制民主主義の進展は望めない。
- ・178万引き上げが税制改正伴うので時間を要するのであれば、優先順位を替えて、国民民主党も他の野党も公約している消費税減税提案を先にして野党共同で追求したらどうか。これなら国会で野党全部で追及でき、与党過半数割れの政治状況のもと、議会制民主主義の展望も出てくるだろう。

了*****